

住民票の写し・市税の証明書の様式変更

システムの変更により、1月4日から住民票の写し・市税の証明書の様式を変更します。住民票は12月29日に一斉改製を行います。1月4日以降も改製前の写しを発行できます。

なお、年明けしばらくの間は窓口の混雑が予想されるため、時間に余裕をもって手続きをお願いします。

お問い合わせ／住民票の写し=市民課(TEL918-5020 FAX918-5138)、市税の証明書=市民税課(TEL918-5014 FAX918-5104)

1月31日までに給与支払報告書の提出を

市民税課(TEL918-5013 FAX918-5104)

前年度に給与支払報告書を提出した事業者(給与支払者)へ、すでに給与支払報告書の総括表を送付しています。事業者は、法人・個人を問わず、2021年中(1月1日~12月31日)に支払った全ての従業員(アルバイト・パート・役員や退職者を含む)の給与支払報告書を作成し、提出してください。

提出期限／2022年1月31日

提出先／2022年1月1日現在の従業員の住所地の市町村

eLTAXでの提出を推奨します

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における提出などをインターネットを利用して電子的に行うシステムの事です。



住民票の写し



eLTAXはこちらから

高齢者の障害者控除対象者に認定書を交付

「障害者に準ずる者」として要件を満たす高齢者に、所得税や市・県民税の申告の際に障害者控除を受けることができる認定書を交付しています。

対象／平成28年~令和2年の各年12月31日時点で介護保険の要介護(支援)認定を受けていた65歳以上の人 ※本人や本人を扶養している親族に所得税または市・県民税が課税されている場合に限る

申請方法／申請書(高齢者総合支援室で配布、市ホームページにも掲載)を郵送または持参で高齢者総合支援室高年福祉係(〒673-8686 市役所本庁舎2階)へ

- ▶ 審査の結果、非該当となる場合があります。
- ▶ 認定書は、所得税の控除・市県民税の控除にのみ、使用できます。
- ▶ 令和3年中に新たに要介護(支援)認定を受けた人は、令和4年1月1日以降に申請できます。

お問い合わせ／申請=高齢者総合支援室(TEL918-5288 FAX918-5106)、税の申告手続き=市民税課(TEL918-5013 FAX918-5104)

傍聴者募集 都市景観審議会

日時／1月4日(火)午後1時30分~ **場所**／市役所議会議棟2階第2委員会室

内容／大久保駅南地区都市景観形成地区の変更について **定員**／5人 **申し込み**／12月21日午後5時まで都市総務課(TEL918-5037 FAX918-5109)で受け付け。

応募多数時抽選

保険料の納付済額確認書を送付

1/21

2021年中(1月1日~12月31日)に納付された国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料それぞれの「納付済額確認書」を1月21日に発送します。保険料は、社会保険料控除の対象となりますので、確定申告などに利用できます。

▶ 国民健康保険

送付対象／普通徴収(納付書または口座振替)および特別徴収(年金天引き)で保険料を納付されたすべての世帯(世帯主あてに送付)

お問い合わせ／国民健康保険課(TEL918-5023 FAX918-5105)

▶ 後期高齢者医療制度・介護保険

送付対象／次のいずれかに該当する人

① 普通徴収(納付書または口座振替)で納付された保険料のある人

② 遺族・障害年金からの特別徴収(年金天引き)で納付された保険料のある人(遺族・障害年金は非課税のため、源泉徴収票が送付されません)

※ 老齢(退職)基礎年金などからの特別徴収のみで納付した人には、納付済額確認書は送付しません。保険料の還付を受け、金額が変更となった人はお問い合わせを

お問い合わせ／後期高齢者医療制度=長寿医療課(TEL918-5165 FAX918-5105)、介護保険=高齢者総合支援室(TEL918-5091 FAX919-4060)

17号池公園

愛称は「魚住みんな公園」

お問い合わせ／緑化公園課(TEL918-5039 FAX918-5109)

広報あかし8月1日号で募集した「17号池公園」の愛称は、「魚住みんな公園」に決定しました。応募総数は601件でした。現在、「みんなにやさしい」をコンセプトに、2023年度オープンに向けて整備が進められています。※プレゼントは当選者に発送しました

たくさんの応募
ありがとう



ご意見をお寄せください

パブリックコメント募集中

いずれも提出方法／住所・氏名・年齢・電話番号・意見(様式自由)を記入し、持参、郵送(必着)、ファクシミリまたはメールで各提出先へ ※計画・条例などは市ホームページに掲載、各担当課・行政情報センター・あかし総合窓口・各市民センターなどで閲覧可

計画・条例 など	内 容	提 出 先	提出期限
(仮称)あかしSDGs推進計画(素案)及び前期戦略計画(素案)	まちづくりの方針を示す最上位の行政計画である「(仮称)あかしSDGs推進計画」および優先的に取り組む施策などを定めた「(仮称)あかしSDGs前期戦略計画」の策定	SDGs推進室(〒673-8686 市役所本庁舎3階) TEL918-5010 FAX918-5101 seisaku@city.akashi.lg.jp	12月20日~1月19日
すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例(素案)	誰一人取り残されることのないインクルーシブな社会を実現するための、まちづくりの指針となる新たな条例(素案)	SDGs推進室 インクルーシブ担当(〒673-8686 市役所本庁舎4階) TEL918-6037 FAX918-5294 seisaku@city.akashi.lg.jp	1月19日
明石市子ども総合支援条例(改正案)	子どもを支援するための基本理念などを定めた条例(改正案)	明石子どもセンター総務課(〒674-0068 大久保町ゆりのき通1-4-7 明石子どもセンター) TEL918-5281 FAX918-5128 kodomosoumu@city.akashi.lg.jp	1月14日
明石市教育大綱(改定案)	2030年度までの本市の教育の基本目標や方針などを定める大綱(改定案)	SDGs推進室(〒673-8686 市役所本庁舎3階) TEL918-5010 FAX918-5101 seisaku@city.akashi.lg.jp	1月14日
第3期 あかし教育プラン(明石市教育振興基本計画)(案)	教育行政推進の基本となる計画(案)	教育委員会事務局総務課(〒673-8686 市役所分庁舎4階) TEL918-5054 FAX918-5111 ed-somu@city.akashi.lg.jp	1月14日
(仮称)明石市認知症あんしんまちづくり条例(素案)	認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをさらに推進するため、認知症施策の指針となる新たな条例(素案)	高齢者総合支援室 高年福祉係(〒673-8686 市役所本庁舎2階) TEL918-5288 FAX918-5106 kourei-fukushi@city.akashi.lg.jp	1月14日
明石市第4次地域福祉計画(素案)	地域福祉の方向性や具体的な取り組みを示す計画(素案)	地域共生社会室 地域福祉担当(〒673-8686 市役所本庁舎2階) TEL918-5168 FAX918-5051 chiikifukushi@city.akashi.lg.jp	1月14日
明石市一般廃棄物処理基本計画(素案)	一般廃棄物処理の基本となる計画(素案)	資源循環課(〒674-0053 大久保町松陰1131) TEL918-5794 FAX918-5793 sigen-j@city.akashi.lg.jp	12月20日~1月19日
第3次明石市環境基本計画(素案)	めざす環境像や環境に関する取組の基本方針を示す計画(素案)	環境総務課(〒674-0053 大久保町松陰1131) TEL918-5029 FAX918-5586 plan-ems@city.akashi.lg.jp	12月20日~1月19日
第3次明石市交通安全計画(素案)	「交通事故ゼロのやさしいまちあかし」を目指し、交通事故死傷者数削減などの目標を達成するための計画(素案)	交通安全課(〒673-8686 市役所本庁舎6階) TEL918-5036 FAX918-5110 kouan@city.akashi.lg.jp	1月14日
あかし健康プラン21(第3次)(素案)	すべての人がいつまでも健やかに過ごせるまちを目指すための健康増進計画(素案)	健康推進課(〒674-0068 大久保町ゆりのき通1-4-7 あかし保健所3階) TEL918-5657 FAX918-5440 kenkou@city.akashi.lg.jp	1月17日